情報 みどりのまち MIDORINOMACHI
Vol.129
2026
2月発行

高知市農業委員会　〒780-8571　高知市本町五丁目1番45号　TEL:088-823-9484 FAX:088-823-9031
ホームページ https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/100/

あなたも農業委員会で活躍しませんか？



農業委員と農地利用最適化推進委員を募集しています！！



〈募集期間〉令和８年１月26日（月）～２月27日（金）午後５時

募集人数

○農業委員19人
●農地利用最適化推進委員32人（担当地区制）

任　　期

○農業委員
　令和８年７月20日から３年間
●農地利用最適化推進委員
　委嘱の日（令和８年７月20日以降）から約３年間

主な仕事

○農業委員
- 地区審査会や総会等に出席し、農地転用許可等の審議を行います。

●農地利用最適化推進委員
- 担当地区での現場活動を行います。地区審査会等に出席し、農地の状況を報告します。

◎委員がお互いに連携して活動します
- 農地パトロールなどの現地調査を行います。
- 地域の話合いに参加し、農地と担い手の情報提供を行います。



報　　酬

○農業委員　月額45,100円
●農地利用最適化推進委員　月額40,100円



★募集要項は農業委員会事務局ほかで配付しています。
★詳しくは農業委員会事務局(☎823-9484)までお問い合わせください。

女性目線の地域づくり
あなたも農業委員会で活躍してみませんか



現在、高知市では４人の女性が農業委員、農地利用最適化推進委員として活躍しています。農地を守り、地域を活性化していくためには、男性だけでなく、女性も一緒になって農業委員会活動を行うことが大切です。



女性ならではの視点や持ち味を活かして、あなたも委員として活躍してみませんか？令和８年７月20日から活動していただく委員を募集中です。興味のある方はぜひ、農業委員会事務局（☎823-9484）までお気軽にお問い合わせください。

農地をお持ちの皆様、農地の管理はできていますか!?
遊休農地の解消にご協力をお願いします

■ 遊休農地とは

現在耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地、または周辺農地と比較して利用の頻度が著しく劣っている農地を言います。



■ 遊休農地になってしまうと…

・病害虫の発生源
・イノシシやハクビシン等の有害鳥獣の棲み処
・ごみの不法投棄や火災の原因
などになる可能性があります。



■ 農業委員会の取組

・農地パトロールを行い、遊休農地の早期発見・解消に努めています。
※毎年６月～９月に市内の農地を巡回しています。
・売買や貸借をあっせんするための「農地銀行」を設置しています。
※お近くの農地等あっせん相談員（農地利用最適化推進委員、JA高知市各支所長、JA高知県春野支所信用課）、または農業委員会にご相談ください。　（農業委員会事務局：☎088-823-9484）

ミニミニメモ
農地の手続き

❸農地を相続したら、相続登記と農業委員会への届出を！！
～あなたのため、お子さんやお孫さんのため、地域のため～

Ⅰ　法務局に相続登記をしましょう
（令和6年4月から義務化されました）

手続きをしなかったらどうなるの?

1 誰が相続人なのか調査に時間がかかります。
- 遺産分割協議で特定の相続人が不動産を取得する場合、相続人全員の同意が必要です。
  ※不動産によっては、相続人が甥・姪や、孫・曾孫にまで及び、相続人が数十名になるケースもあります。

2 相続登記の手続き費用や手数料が高額となる場合があります。
- 何世代も登記が滞ると、本来の相続人が亡くなって、その子ども（甥・姪）が相続人になるケースがあり、戸籍収集の手間や費用が増大します。
  ※相続人の数が多くなれば、司法書士等へ依頼した場合の報酬も高額になる場合があります。

3 相続登記の手続きには時間がかかります。
- 相続登記していない不動産はすぐに売却することができません。
  ※不動産登記法により、売却前の相続登記は必須事項となっています。
- ローンを組むときに、すぐに担保に入れることができません。
  ※ローンの申込者と登記名義人が合致していることが求められます。

4 不動産の適正な管理が困難になります。
- 所有権者が不明確になり、誰が管理義務を負うのか、はっきりしなくなる恐れがあります。
  ※不動産の管理が困難になると、所有者不明の土地や空き家などが増え、環境が悪化するなどの社会問題が発生する恐れがあります。
  ※管理が不十分になると、雑草が生い茂り、周辺の農地や住宅に多大な迷惑をかけてしまうかもしれません。

登記に関するお問い合わせは…
高知地方法務局　088-822-3331
https://houmukyoku.moj.go.jp>kochi
登記手続きを専門家へ依頼をしたい場合は…
高知県司法書士会　088-825-3143
https://kochi0888253131.com

Ⅱ　農業委員会へも届出をしましょう
（農地法第3条の3）

権利を取得したことを知った日から遅滞なく農業委員会へ届出をしてください。
届出に必要な書類は届出書のみで、添付書類は不要です。

届出に関するお問い合わせは…
高知市農業委員会　088-823-9484
http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/100/

全国農業新聞を購読しませんか
オールカラーで「見やすい」「分かりやすい」農業総合専門紙です。

◆発行日／毎週金曜日（月４回）
◆購読料／月額700円（送料・税込）で**電子版も閲覧可能**。
お申込みは、農業委員会事務局（☎088-823-9484）まで。



農業者年金で老後の安心と節税を　～農業者だけの上乗せ年金です～

- 保険料は、月額2万円（※1）～6万7千円の間で選択でき、いつでも変更できます。
  ※1 一定の要件を満たす方は、月額1万円から加入できます。
- 支払った保険料は全額、社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。
- 年金額は、ご自分が支払った保険料+運用益です。

【お問い合わせ先】お近くのJAまたは農業委員会事務局（☎088-823-9484）



高知市長に意見書を提出　～地域農業の振興･発展に向けて～

令和7年10月15日、高知市農業委員会は「令和８年度における高知市農業施策等に関する意見書」を高知市長に手渡しました。意見書として提出した全14項目は、次のとおりです。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望（５項目）

･農地の集積･集約化のための基盤整備及び地籍調査の推進
･行政主導による農道及び農業用用排水施設の機能維持
･有害鳥獣による被害防除対策の強化
･耕作放棄地の発生防止･解消に向けた取組推進
･地域の担い手確保に向けた新規就農者への支援

2 高知市の農業発展に関する要望（４項目）

･農業用機械等更新及びスマート農業導入への支援
･女性農業者が活躍できる環境づくり
･農業用資産に対する償却資産課税を補完する支援
･中山間地域の活性化に向けた事業推進

3 国・県への要望（５項目）

･安定した農業経営のための農産物の適正な価格形成の実現
･環境変動に適応した栽培体系への転換に向けた支援
･耕作放棄地の発生防止･解消に向けた制度改正
･食料供給困難事態対策法の見直し
･春野地域における新川川流域の治水対策推進



10月15日 意見書提出

意見書（全文）は、高知市農業委員会事務局のホームページに掲載しております。

高知市議会議員と農業委員会との意見交換会を開催
～今年で9回目!市民の皆さまの代表と課題を共有しました～

令和7年12月４日に、高知市議会議員と農業委員会との意見交換会を行いました。

この会は、農業委員会が市長に提出した意見書の要望事項の実現に向けて、農業者の声に理解と協力を得ることを目的として、平成29年度から行っているもので、今回で９回目の開催となりました。

当日は、耐用年数経過後も取得価額の５%が評価額として残り続けることから、農業用資産に課される固定資産税を補完する支援や、行政主導による農道及び農業用用排水施設の機能維持、耕作放棄地の発生防止･解消に向けた取組推進および女性農業者が活躍できる環境づくりなどを中心に意見交換を行いました。

農業委員会の大野会長から「耕作放棄地に関しては、所有者不明農地を不明のままでも耕作することができるように法改正をするのが一番であると考えており、農業会議や農業公社を通じて国に話をさせていただきたい。経過については、今後皆さまに報告させていただくので、よろしくお願いしたい。」と述べるなど双方から活発な発言があり、高知市の農業を取り巻く現状について、お互いの認識を深める有意義な意見交換会となりました。



12月４日 市議会議員と農業委員会の意見交換会